

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第 78 号）（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）

食品表示法の施行により、食品衛生法に基づき定められている食品及び添加物に関する表示の基準が食品表示法に基づき定められることとなることに伴い、同法第6条第8項の規定に基づく命令を受けたときその他市長が報告の必要がないと認めるときを除き、同法第5条の規定に違反して食品表示基準に従った表示がされていない食品又は添加物を販売した特定食品等事業者が当該食品又は添加物の自主回収に着手したときに、その旨を市長に報告しなければならないこととしました。

この条例は、食品表示法の施行の日から施行することとしました。

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第 78 号

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部を改正する
条例

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号列記以外の部分中「第54条」の右に「又は食品表示法第6条第8項」を加え、同項第7号中「食品等」を「器具又は容器包装」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 食品表示法第5条の規定に違反して食品又は添加物を販売した特定食品等事業者

附 則

この条例は、食品表示法の施行の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)